

日 時：令和 7 年 1 月 22 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

まず初めに、このたび 1 月 1 日付けで委員に就任されました、藤本委員、宍戸委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。まず、藤本委員、お願いいたします。

○藤本委員 1 月 1 日付けで個人情報保護委員会委員を拝命いたしました藤本正代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前職では、情報セキュリティ大学院大学でセキュリティマネジメントやリスクマネジメントなどを教えていました。それ以前は、企業で情報セキュリティ関連の業務に携わったり、社内外からの相談に乗るなどしておりました。

近年は、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進があらゆる組織に変革をもたらしています。それに伴い、多様化し増大する情報セキュリティリスクに組織としてどのように取り組めば良いのかについて興味を持ち、研究してまいりました。

DXに関連する活動の中でも、個人情報の活用は非常に重要な領域になっています。漏えいリスクなどへの懸念も増大しているのが現状です。セキュリティは、その語源などから、「心配のない状態」という言葉だということです。そのような状態を確保しつつ、個人情報の利活用推進により、我々の生活を豊かにしていくためには何が必要なのか、非常に難しい課題ですが、委員として一生懸命取り組んでまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。

続きまして、宍戸委員、よろしくお願いします。

○宍戸委員 1 月 1 日付けで個人情報保護委員会委員に任命されました宍戸常寿と申します。

私は大学で憲法、情報法を研究しております関係で、番号法を含む個人情報保護法制に関心を持ってまいりました。初代委員長であります堀部政男先生、また、現委員長である藤原静雄先生には、様々な場面で御指導を頂いてきたところでございます。

個人情報保護法の平成 27 年・令和 3 年改正に当たりましては、政府の検討会の一員として関わりました。また、令和 2 年改正、顔識別機能付きカメラシステムの利用の検討、そして、現在進行中のいわゆる 3 年ごと見直しの議論でも若干お手伝いをさせていただいたところではありますけれども、こうして、いわゆる「中の人」として、委員の先生方、

それから、事務局の皆様とともに職務に当たらせていただくことは誠に光栄なことであると考えております。

私自身は、表現の自由や学問の自由、また、知る権利を通じて、経済あるいは民主主義が維持・発展することにも関心を持ってまいりました。現在では、データが生成・分析され、利用・提供されることで価値が生まれたり、個人や社会に影響を与えるプロセスの健全性を確保することが重要な課題となっております。個人情報法の定める人格尊重の理念をデジタル社会で実現するために、行政機関等を含む組織の、そして組織間のガバナンスを向上させることが急務であるからこそ、個人情報保護法制への期待あるいは要望が増えているというのが、足元の現状であると認識しております。この点、委員として職権を適切に行使しつつ、委員会内での、また、ステークホルダーとの議論を開かれたものにしていくことにも貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木総務課長　ありがとうございました。

それでは、委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理　それでは、ただいまから、第312回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○芦田企画官　それでは、資料1-1に沿って御説明いたします。

まず、1ページ目、1として、これまでの経緯を記載しております。

これまで当委員会で御議論いただいた内容と重複いたしますので、詳細な御説明は割愛しますが、(1)「令和2年改正法の施行といわゆる3年ごと見直し」、その後、(2)として「中間整理の公表と意見募集」、(3)で「意見募集結果を踏まえた「今後の検討の進め方」の公表」について、それぞれ記載しております。

また、(4)で、課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度について、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会において、昨年末に報告書を取りまとめ、公表したことを記載しています。

(5)では、中間整理に示された「主要個別論点についての検討」として、企業や団体、関係省庁等の多様なステークホルダーとの対話に基づく検討を進めていることを記載しています。

さらに「デジタル行財政改革会議」及び同会議の下に設置された「データ利活用制度・システム検討会」、「規制改革推進会議」、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」などにおける取組を踏まえつつ、一般法である個人情報保護法として求められる検討を、関係府省と連携強化をして進めていくことを記載しています。

(6)では、昨年10月に「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に

向けた視点」及び「今後の検討の進め方」を公表し、これを踏まえ、有識者11名、経済団体・消費者団体等17団体からヒアリングを実施し、同年12月17日に委員会に対して「「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について」を報告し、公表したことを記載しています。

4ページ目2は、「事務局ヒアリングを通じて得られた視点等」です。

まず、(1)として、「事務局ヒアリングの概要と同ヒアリングを通じて得られた視点について」、昨年12月の委員会に報告した内容の概略を記載しています。

最初の段落にあるとおり、ヒアリングにおいては、個人情報保護法や委員会の基本的な在り方を含め、個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク、個人データの利用における本人の関与の意味、事業者のガバナンス、個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方、個人データに関する考慮要素等、個人情報の取扱いに関する規律、個人情報保護法の位置付けなどの様々な視点から指摘がありました。

また、2段落目にありますとおり、個人情報保護政策の在り方について、様々な考え方が存在することが改めて明らかになったことに加え、個人情報保護法の保護法益、本人の関与、事業者のガバナンス、官民を通じたデータ利活用などについて視点が得られ、今後、法の見直しに際しては、これらの視点・視座を考慮し、幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要としました。

5ページ目、(2)では、「(短期的に)追加的に検討すべき論点について」記載しています。

これまで御紹介した議論を通して、今後、検討を深めるべき制度的な論点も明らかになってきたことと考えられます。ここでは、短期的に検討すべき追加的な論点として明らかになったものについて整理しております。

まず、一つ目として「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」です。

事務局ヒアリングにおいては、個人情報保護法の規律の基本的な考え方に立ち戻り、その重要な要素として、個人データ等の取扱いに対する「本人の関与」があることを示し、意見を求めました。

これに対する事務局ヒアリング結果を踏まえると、「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口として、規律の内容を検討していくことが望ましいのではないかとしています。

具体的には、まず、「ア」として「個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」が挙げられます。

中間整理においては、本人同意を要しないデータ利活用等については、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、社会にとっての有益性や公益性という、現行法の例外規定の基礎となっている観点から考え方を整理しました。

他方、上述の整理を踏まえると、上記観点に限らず、個人の権利利益への直接の影響の

有無という観点をも考慮して、統計作成等であると整理できるAI開発等、以下に該当する場合について、本人同意を要しないものとして整理できるのではないかとしています。

すなわち、①として「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合」。

②として「取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合」。

③として「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人の同意を得ないことに相当の理由があるとき」を挙げています。

また、「イ」として「本人への通知が行われなくても個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方」が挙げられます。

個人データの漏えい等が発生した場合に必要な本人通知は、通知を受けた本人が漏えい等の事態を認識することで、自らの権利利益を保護するための措置を講ずることができるようにすることを趣旨としています。

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合においては、通知を受けた本人の関与の必要性がないため、個人情報取扱事業者に対して本人通知を要しないものとして整理できるのではないかと考えられます。

中間整理においては、個人情報取扱事業者から委員会への漏えい等報告について整理しましたが、本人通知の在り方についても、併せて整理する必要があるのではないかとしています。

二つ目として「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）」です。

事務局ヒアリングにおいては、個人データ等の取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方を視点の例の一つとして示しました。その結果を踏まえると、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大する中、委託先の管理等を通じた適正な個人データ等の取扱いの確保が困難な場合があることから、個人データ等の取扱いの適正性を確保する能力など、個人情報の取扱いに関わる実態を踏まえ、個人データ等の適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方を検討していくことが望ましいのではないかと考えられます。

この観点については、中間整理においては明示的に示されていないところ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方について、実態を踏まえ新たに整理していくことが考えられるのではないかとしています。

続いて、6 ページ後半の「3 制度的な論点の再整理について」です。

これまで御説明した議論、そして、2 で御説明した追加的に整理・検討すべき論点を含め、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理したものを記載しています。なお、下線を引いているところが、追加的に検討すべき論点として2 で御説明したものとなります。

まず、大きな項目としては、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在

り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」、「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の三つに分けています。

まず「（１）個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」でございます。

まず、「ア」と書いてあるところの①から③までは、今まで御説明したものと重なるものでございます。

④としまして「病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方」となります。

「イ」については先ほど御説明したとおりでございます。

また、「ウ」としまして、「心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い」。

（２）に参りますけれども、こちらの「ア」につきましては、先ほど御説明したものと重なるものでございます。

「イ」でございますけれども「特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方」。

「ウ」としまして「本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方」。

「エ」としまして「悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方」でございます。

（３）でございますけれども、「ア」に参りまして「勧告・命令等の実効性確保」といたしまして、三つポツがございますが、「速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方」、「個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方」、「命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに係る第三者への要請の導入の要否」。

「イ」としまして「悪質事案に対応するための刑事罰の在り方」。

「ウ」としまして「経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否」。

「エ」として「違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否」。

最後、「オ」としまして「漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方」でございます。

最後に、８ページ後半の４としまして「今後に向けて考慮していくべき点」を整理しています。

これまで御説明した議論等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行うとともに、業務の遂行に当たり、例えば、以下のような点を考慮していくことが必要であるとしています。

ここでは六つ挙げております。

一つ目としまして、デジタル化に対応した個人情報取扱事業者のガバナンスの向上。こちらは、適切なデータ利活用を推進できる体制の整備（PIA実施・DPO設置等を含む）、人材育成等としています。

二つ目としまして、個人・消費者と事業者との信頼（トラスト）の醸成・向上。

三つ目としまして、官民を通じたデータ利活用の推進、適切な企業・組織間連携。

四つ目としまして、民間の自主的取組へのインセンティブ、認定個人情報保護団体に関する取組。

五つ目としまして、本人関与の在り方という観点からの更なる整理としまして、プロファイリング、データポータビリティ等。

最後、六つ目としまして、保護法益に応じた個人情報・個人データの範囲や規律の対象となる行為としています。

また、この資料の概要は1－2となっておりますので、別途御参照いただければ幸いです。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

制度的な論点の再整理等を行っていただき、誠にありがとうございました。

ここに至るまでに1年と数か月を要したということだと思います。また、従来の見直しではなかったような検討会や有識者ヒアリングなども経ることとなって、この間、事務局には多大な労力を費やしていただいたものと考えています。また、この過程では、一貫して中立的、公正な立場を保っていただき、真摯に作業に当たっていただいたものと考えております。誠にありがとうございました。

今後、この案について、ステークホルダーに御説明されると思うのですが、様々な御意見が出る可能性があると思いますが、各項目は、そのように十分検討を経て再整理されたものと考えておりますので、是非、その旨をステークホルダーの方にも御理解いただけるような形で、丁寧に御説明を頂ければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは次の議題に移ります。

議題2「委員長代理の決定について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。